

Ⅲ

計画の全体像

1. 将来目標

◆ 将来目標 福祉コミュニティの創造

平成12年の社会福祉基礎構造改革以降、「行政が決定し提供する福祉」（行政主体）から「区民が自ら選択し利用する福祉」（利用者本位）への移行など、社会福祉のあり方が大きく転換している中で、社会福祉は量だけでなく、質が問われる時代になっています。

また、地方分権の流れの中では、**区民と区との協働**のもと、墨田区の福祉を創造し、**地域の福祉のさらなる推進**を図っていくことが求められています。

後期計画においても、多様な保健福祉サービスと、区民をはじめとする様々な担い手による地域の身近な課題の解決にむけた取り組みが、相互の連携のもと、効果的に展開されることにより、区民の誰もが自分らしく、安心して暮らすことのできるような「福祉コミュニティ」の創造を将来目標とし、必要な取り組みを計画的に推進していきます。

2. 基本理念

福祉コミュニティの創造をめざし、後期計画においても、引き続き、次の基本理念を掲げます。

◆ 基本理念1 生涯にわたる人間性の尊重

すべての区民が、生涯を通じて自らの尊厳を保ち、人間性が尊重され、お互いの尊厳を認めあうことができる地域社会をつくります。

◆ 基本理念2 自己決定と自立の促進

すべての区民が、自らの価値観や考え方に基づいて行動し、自立した生活を営める地域社会をつくります。

◆ 基本理念3 生きがいと自己実現の確立

すべての区民が、自らの経験・知識・能力を活かし、生きがいに満ちた生活が送れる地域社会をつくります。

◆ 基本理念4 参加・共生による地域の連帯

すべての区民が、共に社会に参画し、互いに理解し、認めあいながら暮らせる地域社会をつくります。

3. 基本方向

◆ 基本方向1 生涯を通じて健康な生活を送れるしくみをつくる

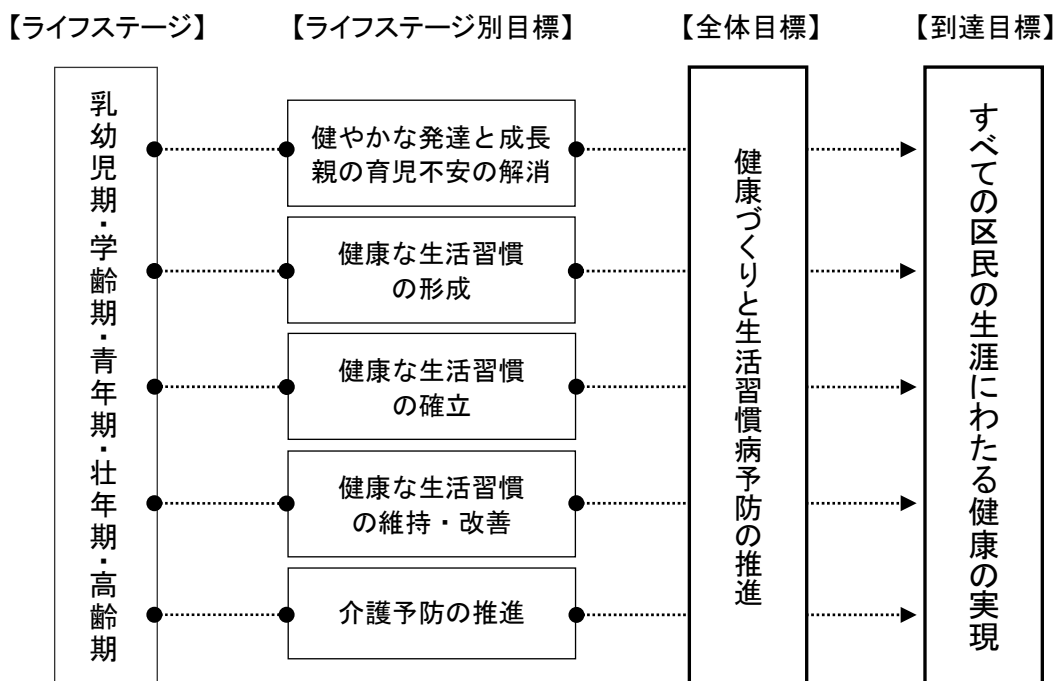
健康は、実りある生活の基本という視点から、ライフステージに対応した健康づくりと生活習慣病予防を推進し、区民の誰もが生涯を通じ、健康を享受できる地域づくりをめざします。

乳幼児期から学齢期の子どもに対しては、健康な生活習慣の形成を目標に、こころ・からだの両面からの健康づくりを支援していきます。

青年期から壮年期の区民に対しては、健康な生活習慣の確立、壮年期以降の区民に対しては、健康な生活習慣の維持・改善を目標とし、区民自らが積極的・継続的に健康づくり活動に取り組んでいくための支援を行います。

さらに、高齢者に対しては、介護予防策の積極的な展開を図り、できる限り活動的な生活を送ることができるよう支援していきます。

≪ 生涯健康な生活を送るための施策の展開 ≫



◆ 基本方向2 子育て・子育てを支えるしくみをつくる

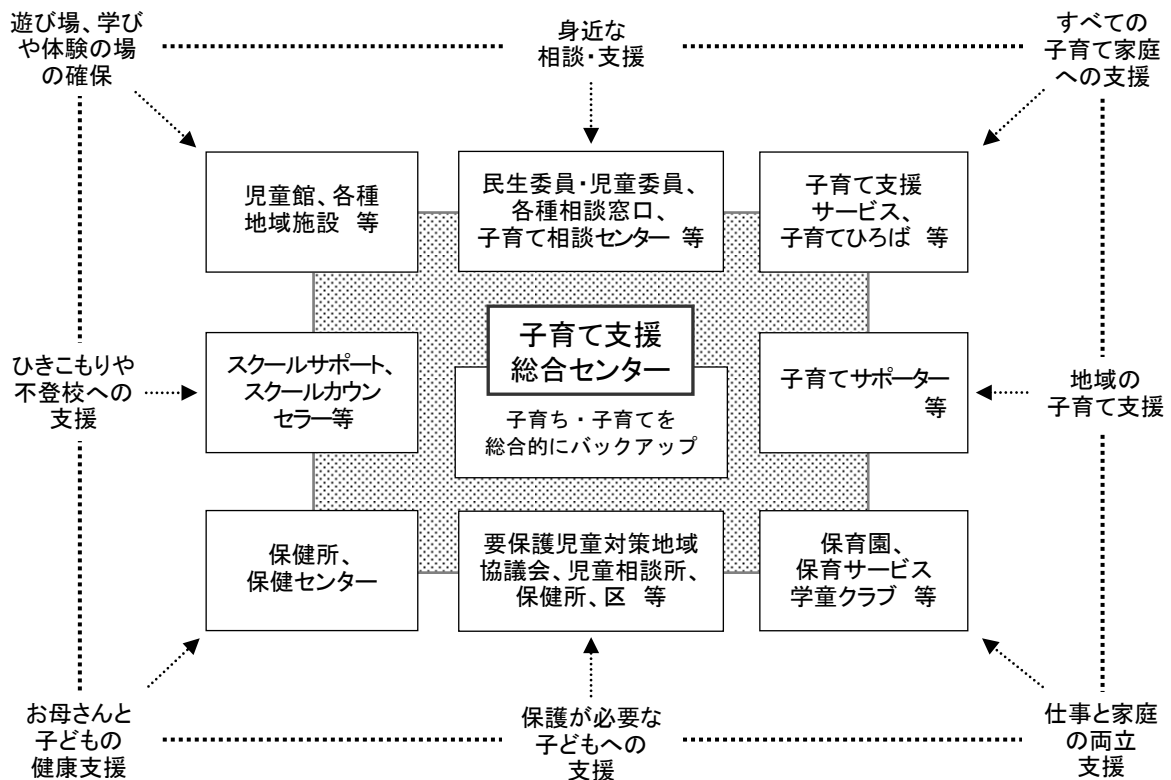
次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、成長することができる地域づくりをめざします。

すべての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てできるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、保育園の待機児解消にむけ、公民協働による保育園の整備等を進めます。

また、子どもたちの生きる力や豊かな人間性を育む地域環境、教育環境の整備、親や地域の子育て力・教育力の育成と協働を推進します。

さらには、虐待をはじめとする保護が必要な子どもの早期発見、適切な対応を図るための要保護児童対策地域協議会を設置するなど、平成19年度に整備する子育て支援総合センターを核とする子育て・子育て支援ネットワークを構築し、地域の子育て・子育てを総合的にバックアップしていきます。

《 子育て・子育て支援ネットワーク 》



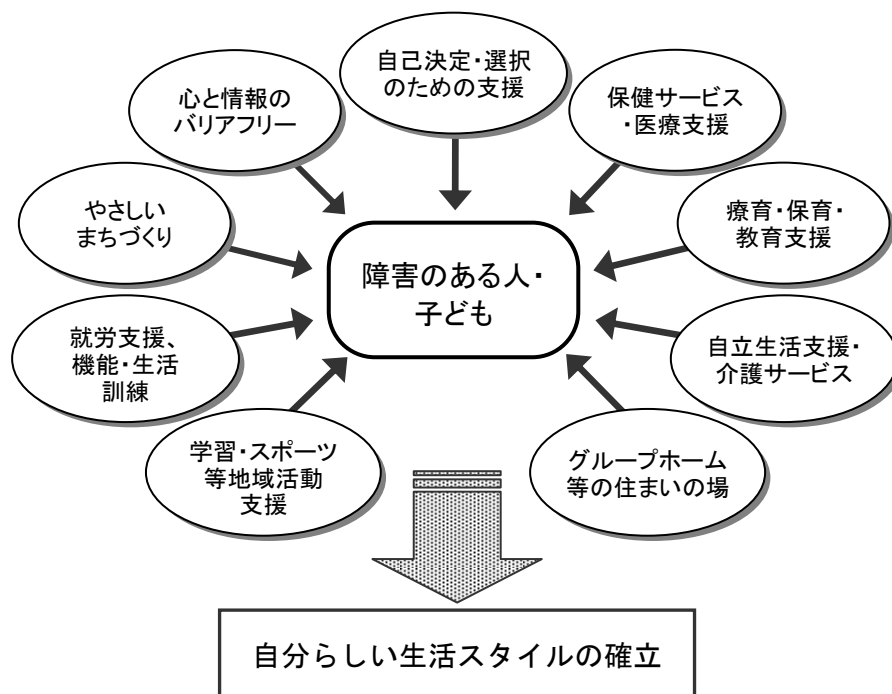
◆ 基本方向3 障害のある人が地域で共に暮らせるしくみをつくる

障害のある人が自立した生活を送ることができる地域づくり、障害のある人もない人も、地域の一員としてお互いに尊重し、認めあいながら、共に支えあって暮らせる地域づくりをめざします。

障害のある人一人ひとりが、もてる力を最大限に発揮して、生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、障害の種別や年齢にかかわらず必要な支援を提供できる基盤の整備、就労支援体制の整備・充実等の社会参画を促進するための支援に取り組みます。

また、障害のある人自身の自己決定や選択に基づくサービス利用計画を作成し、様々な支援を総合的・継続的に行うケアマネジメント体制を整備していきます。

《 地域における自立生活支援体制 》



◆ 基本方向4 高齢者が安心して暮らせるしくみをつくる

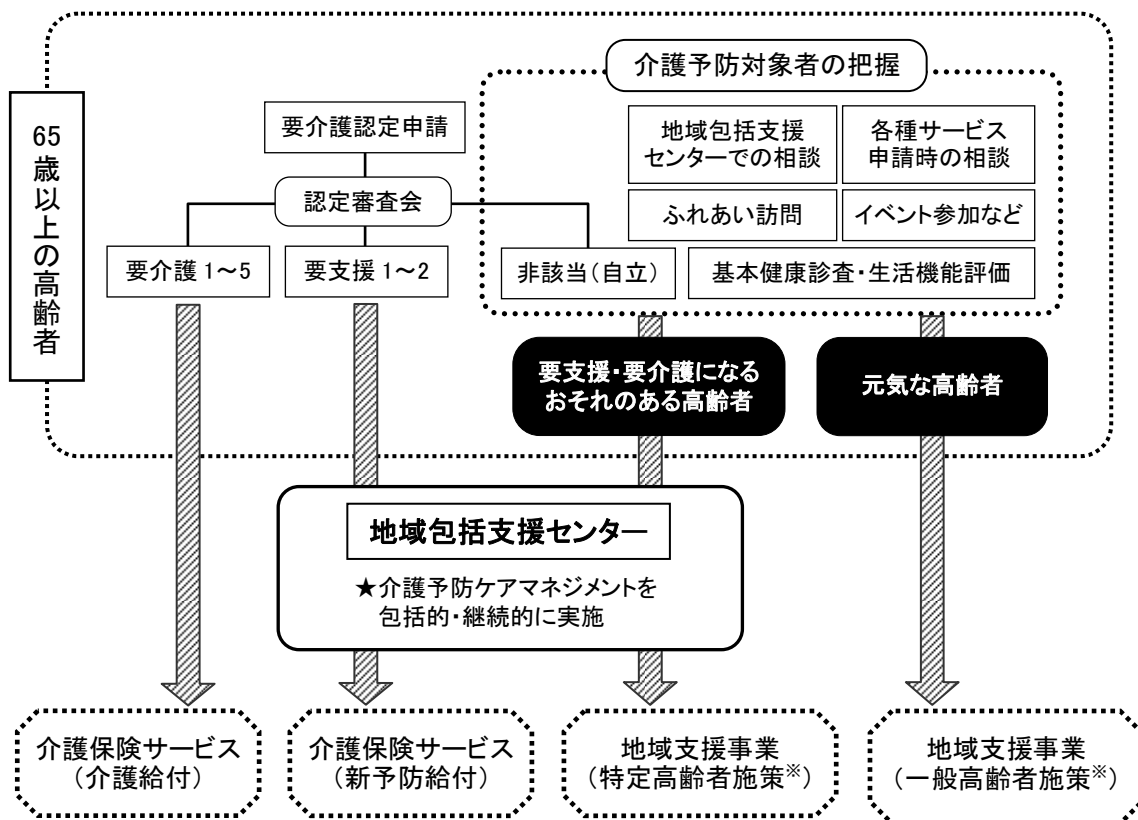
高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく尊厳をもって、安心して暮らし続けることのできる地域づくりをめざします。

高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能を活かしながら社会に参画できるよう、生きがいや社会参加の支援施策に取り組むとともに、「活動的な85歳」の実現にむけて、地域における介護予防システムの構築をめざします。

あわせて、地域での自立生活を支援するための生活支援サービスや介護サービスの基盤整備、高齢者の尊厳を守るしくみづくりを推進します。

さらに、新たな地域ケアシステムの拠点として設置する地域包括支援センターを中心に、地域の多様な社会資源を活用しながら、包括的・継続的に高齢者の生活を支えるしくみづくりに取り組みます。

《 墨田区における介護予防システム 》



※ 特定高齢者施策：生活機能等の低下があり、介護が必要な状態になるおそれのある高齢者に対する介護予防施策。

※ 一般高齢者施策：すべての高齢者を対象とする介護予防施策。

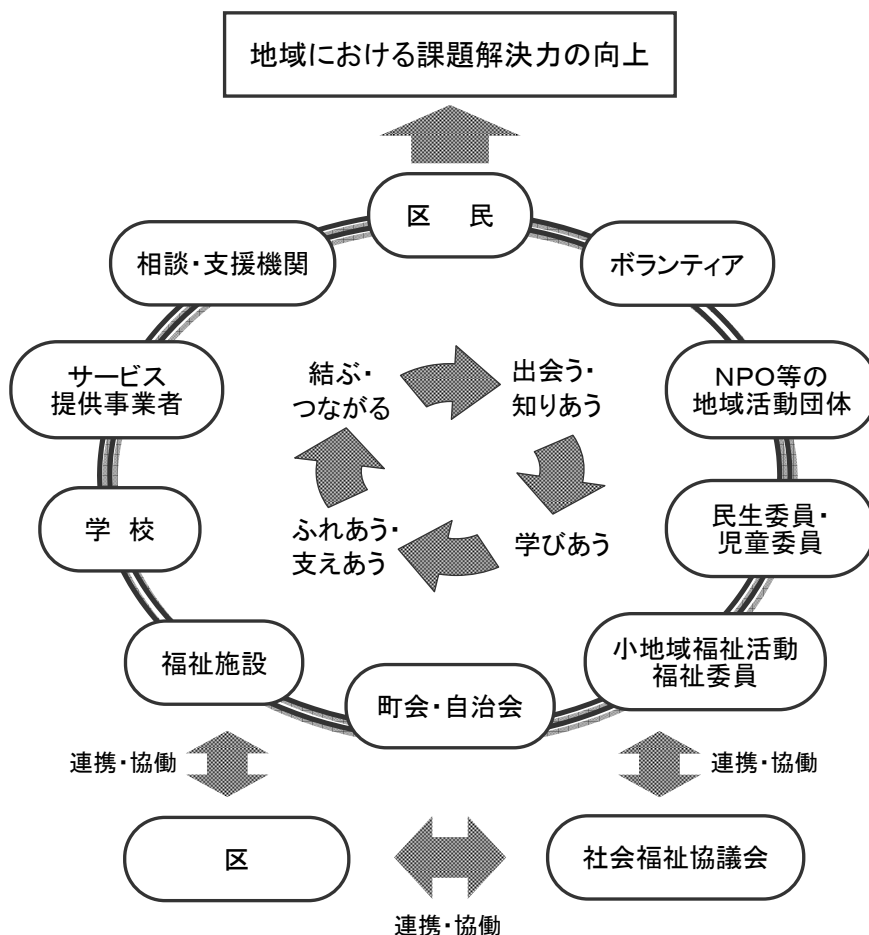
◆ 基本方向5 学びあい・ふれあい・支えあいのしくみをつくる

区民をはじめとする様々な地域福祉の担い手と区が、連携・協働して地域や福祉サービスのあり方を考え、身近な課題の解決にむけて取り組んでいくことができる地域づくりをめざします。

地域での出会い、学びあいを通じ、身近な課題や日常生活上の福祉ニーズへの気づきを促していくとともに、誰もが地域活動に参加し、活躍できる環境づくりに取り組みます。

また、新たな地域のつながりの構築にむけたしかけ・しくみづくりや、地域福祉の担い手となる区民、関係機関、区、社会福祉協議会間のネットワークづくりを進めていきます。

《 地域における学びあい・ふれあい・支えあいのイメージ図 》



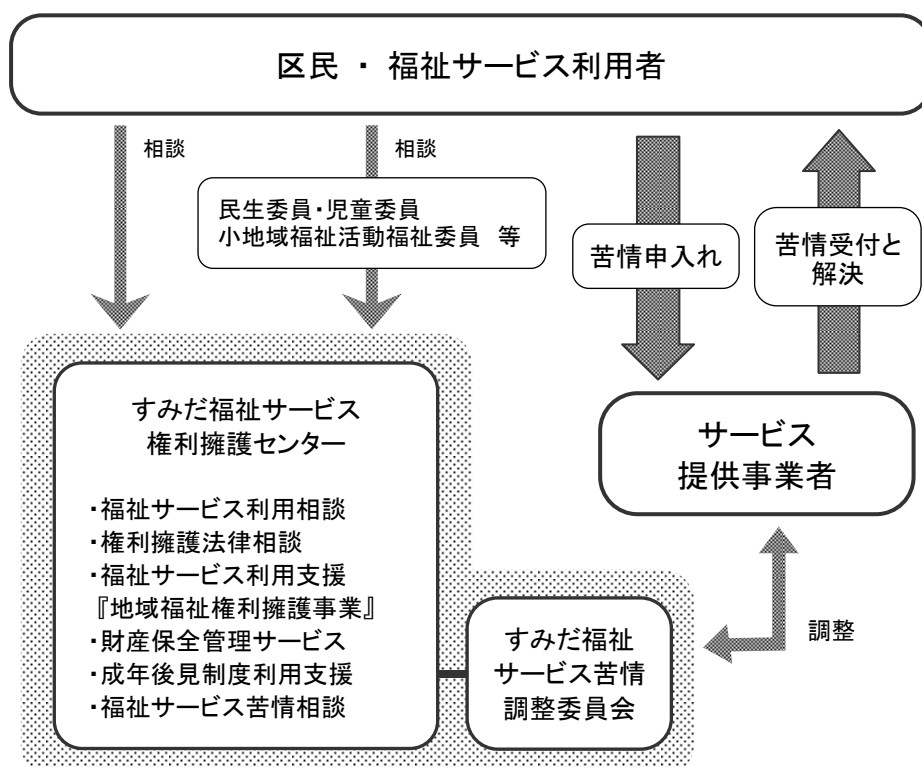
◆ 基本方向6 地域福祉推進のためのしくみをつくる

福祉サービスを適切に利用できるためのしくみづくり、すべての区民が地域で共に暮らせる地域づくりをめざします。

今後の地域福祉の推進を確かなものとするため、利用者の立場に立った情報発信のしくみの構築、サービス提供事業者に関するサービス評価制度や情報の公表の推進、苦情対応とサービス利用支援体制の整備・充実など、利用者によるサービス選択や、適切なサービス利用を支援するための基盤づくりに、今後とも積極的に取り組んでいきます。

また、はじめからすべての人が利用しやすいことに視点をおいた、ユニバーサルデザインの考え方に基づく誰もが暮らしやすい環境づくり、生活が困難な区民の自立支援施策の推進を図り、すべての区民が年齢、障害、国籍、貧困などの理由によって、地域で孤立することなく、共に暮らせる地域づくりを推進します。

《 苦情対応とサービス利用支援のしくみ 》



4. 計画の体系

